

大磯町教育大綱

令和5年3月

大 磯 町

【教育大綱策定の趣旨】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「法律」といいます。）」が平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。法律改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長（町長）と教育委員会との連携を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的としています。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっており、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、地方公共団体の長（町長）に「教育大綱」の策定が義務づけられました。

教育大綱では、教育基本法第 17 条第 1 項の規定に基づき、国が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めることとされています。

大磯町では、法律の趣旨に則り、町長と教育委員会とで設置する「総合教育会議」において協議・調整を行い、平成 27 年 11 月に「大磯町教育大綱」を策定し、平成 30 年度に 1 回目の改訂を行い、大磯町における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進してきました。

このたび、大綱の対象期間の満了に伴い、2 回目の改訂を行いました。

【教育大綱の構成】

大磯町教育大綱の構成は、「基本理念」、「基本目標」、「基本方針」の三段階とします。基本理念は、大磯町の教育の根本となる基本的な考え方とします。基本目標は、基本理念を実現するための方向性を示すものとします。そして、基本目標を実現するための取組みとして基本方針を掲げます。

【教育大綱見直しの時期】

法令や制度の改正のほか、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

大磯町教育大綱

基本理念 「子育て・教育でみんなが**わくわく**するまち おおいそ」

基本目標

地球的規模の視野と持続可能な発展が求められる新しい時代に必要な、3つの要素について子育て・教育を通じてはぐくみ、それに関わる全ての皆さんが楽しく、**わくわく**するまちづくりを進めます。

- ☆まなび 人の可能性を広げる基盤となる、資質や能力をはぐくみます
- ☆からだ 新しい時代をしなやかに生きる原動力となる、心身の健康をはぐくみます
- ☆こころ 多様性を認め合い、ともに生きる豊かで温かい心をはぐくみます

基本方針

～美しい自然と由緒ある歴史・文化を大切に、循環型の社会を目指す
大磯らしい子育て・教育を、誰一人取り残されることがないように、
地域で力を合わせて進め、みんなが喜び合えるまちにします～

(子育て)

安心して子どもを産み育てられるよう、子育てを地域全体で支え、
子ども、保護者、地域の皆さんが笑顔で成長できる環境づくり

(幼児教育)

さまざまな体験活動を通じて、家庭や地域も一緒になって、「生きる力」の
基礎を確立するとともに、それを喜び合える幼児教育

(学校教育)

家庭や地域、学校とともに子どもにとって個別最適な学びと協働的な学びを
追求し、求められる資質や能力と健やかな体、そして豊かな心を身につける
とともに、それを喜び合える学校教育

(生涯学習)

生涯にわたって、ともに学び、自らを高め、更に学びを地域に生かす生涯学習

(教育環境整備)

安全・安心・快適で様々な体験・活動を行うことができる教育環境の整備